平成２９年（フ）第６８４号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目121番地　ハイツ園田107号、前住所兵庫県尼崎市東園田町３丁目46番地の14　マーベラスライフ103号
債務者　田上　志穂
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６８８号
兵庫県西宮市今津真砂町１番12―314号
債務者　川下　恭平
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７０９号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目１番17―201号
債務者　小笠原龍樹
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７１０号
兵庫県西宮市神呪町７番20号　ネスト甲東201号
債務者　黒木　　優
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７１２号
兵庫県尼崎市神田南通６丁目187番地の１
債務者　生尾　明美（旧姓古寺）
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７１３号
兵庫県尼崎市神田南通６丁目187番地の１
債務者　生尾　翔太
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７３７号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目２番26号、前住所兵庫県尼崎市水堂町３丁目１番17―207号
債務者　今井　和昭
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７５１号
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目３番４―406号
債務者　平田　市雄
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２４８号
奈良県北葛城郡広陵町大字南１番地１　レオパレスカーサ　204
債務者　新村　初良
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２５７号
奈良県橿原市西池尻町444番地の１　ログハウスこだち203号室
債務者　藤岡　孝治
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２４１号
福岡県久留米市東町30番地39　ライオンズマンション久留米905号
債務者　湯浅由紀子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２４６号
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬852番地19
債務者　中原　洋祐
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２８５号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田629番地２　ファミールハイツＡ―202号
債務者　太田　正文
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
佐賀県武雄市武雄町大字永島14083番地
債務者　鎌倉　　久
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１２６号
佐賀県武雄市武雄町大字永島14083番地
債務者　鎌倉　享子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１３４号
佐賀県伊万里市立花町2300番地80　サンヒルズ立花Ｂ―101号室
債務者　梶山　　充
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２６５号
兵庫県川西市笹部１―２―６　サンクレールヨシナガ203号、住民票上の住所静岡市駿河区西脇667番地の３
債務者　寺尾　　誠（旧姓千喜良）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係